

## 国際単位(SI)への移行について(通知)

技術基準の種類:その他 通知日 :平成9年4月11日

管 第 995 号 平成 9 年 4 月11日

部内各課長・室長 各土木事務所長 樣 鳥取港湾事務所長

土木部長

国際単位(SI)への移行について(通知)

平成4年に計量法が改正され、取引及び証明に用いられる単位は、国際単位系(SI)に移行することが定めら 

ることとなります。 ついては、SIへの ついては、SIへの移行を円滑に行うために、業務委託の成果品、工事に関する書類及び技術基準類についての取扱いを別紙のとおりとしますので、貴課・室、貴所職員に周知してください。

(別紙1)

印 紙

200円

覚 書

工 事 名 工事の施工について

発 注 者 鳥取県(以下「甲」という。)と

請 負 者 (以下「乙」という。)とは、

下記のとおり同意し、この覚書の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保 有する。

記

甲の承認を必要とする施工図等を乙が甲に提出したときは、甲はこれに受領印を押印して返却 するものとする。

なお、受領後、1週間以内に甲が書面をもって異議の申立てを行わない場合は、提出した施工 図等は甲によって承認されたものとみなして、乙はその施工図等に基づいて着工出来るものとす

。。 この覚書の存続期間は、締結の日から1年間とする。但し、存続期間満了の日より1か月以上 前に当事者の一方又は双方から解約の申入れがない場合には更に1年間更新されるものとし、爾 後も同様とする。

平成 年 月 日

## 

請負者

印